

事業説明シート

事業名	移住2000人達成事業、とっとり移住定住支援事業		担当部	地域振興部		
			担当課	とっとり暮らし支援課		
実施根拠	なし		開始年度	平成20年度		
目的等	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、2040年の鳥取県人口は約44万人にまで落ち込むと見込まれている。 ・日本創成会議・人口減少問題検討分科会の人口推計によれば、鳥取県内の13町が消滅可能性市町村（2040年に20～39歳の女性人口が5割以下に減少する市町村）とされている。 <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代を中心に鳥取県への移住を促し、将来的な地域社会の担い手を確保し、地域活性化に資する。 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度～26年度の移住者数2000人 <p>【県が実施しなければならない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外からの移住を促すために必要な県外へのPR活動は、市町村単独で行うよりも県として行う方が効果的。 ・民間移住者ネットワークによる新たな移住者予備軍の開拓活動など、市町村域をまたがった取組については、県での支援が必要。 					
	対象 (サービス受給者)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県への移住に関心のある県外在住者 ・移住者を受け入れ活性化しようとする県内の地域 				
	事業内容 (手段・手法)	<p>1. 移住2000人達成事業（県外への情報発信等）</p> <p><県外への情報発信></p> <p>鳥取県移住定住サポートセンター（（公財）ふるさと鳥取県定住機構）による田舎暮らしコーディネーターの設置（東京、大阪）、市町村合同相談会の開催（東京・初、大阪）、セミナー・体験ツアーの開催（東京発、大阪発）、SNS等による情報発信</p> <p>とっとり暮らしPRイベントの開催（東京・初）、SNS等による情報発信 など</p> <p><移住者の受け皿づくり></p> <p>移住者を受け入れ活性化しようとする地域へのモデル支援 など</p> <p>2. とっとり移住定住支援事業（民間活力を活用した移住者獲得活動の支援等）</p> <p>(1) とっとり暮らしアドバイザー（先輩移住者等）による相談・体験・受入等の支援</p> <p>(2) 民間移住者ネットワークによる新たな移住者予備軍の開拓活動の支援 など</p>				
	目的達成に向け、上記の手段・手法を選択した理由	<p>1. 移住2000人達成事業</p> <p>これまでのPR先・移住者の出身地は近畿が中心であったが、安全志向の高まりを見せている首都圏はパイが大きく、首都圏をはじめ全国に展開していく必要がある。</p> <p>また、移住を推す目的が将来的な地域社会の担い手を確保することにあることから、移住者を受け入れ活性化しようとする地域を増やしていく必要がある。</p> <p>2. とっとり移住定住支援事業</p> <p>移住の推進には、公では手が届かないところへは民間ネットワークも活用するなど、民と官が一体となって取り組む必要がある。</p>				
事業の実施方法 (国、市町村などを含めて、当該事業を進める上での手続きを記載)	<p>1. 移住2000人達成事業</p> <p>鳥取県移住定住サポートセンター業務（ワンストップ窓口業務）を（公財）ふるさと鳥取県定住機構に委託。移住者を受け入れ活性化しようとする地域に対して補助金を交付。</p> <p>2. とっとり移住定住支援事業</p> <p>アドバイザーへは活動に係る報償費・旅費を支援。民間活動団体に対して補助金を交付。</p>					
26年度 予算額	事業費	83123千円	(財源内訳)	国庫支出金	雑入	一般財源
	トータル コスト	100923千円 [正職員:2.3人、非常勤職員:0.6人]				
決算額	年度	事業費		国庫支出金	雑入	一般財源
	25年度	60647千円	(財源内訳)	0	10	60,637
	24年度	60585千円	(財源内訳)	0	8	60,577
	23年度	36679千円	(財源内訳)	0	10	36,669

※フローチャート式による記載も可

<p>これまでの 事業実績</p>	<p>※平成25年度 1 情報発信及び相談業務の総合的かつ一元的な実施 <センターの運営> ○鳥取県移住定住サポートセンターの運営 ・相談4580件（東京2697件、大阪1162件、鳥取721件） 関西相談窓口：相談件数1162件（来所100件、電話・メール等1062件） 東京相談窓口：相談件数2697件（来所44件、訪問等241件、電話・メール等2412件） <情報発信> ○田舎暮らし関連雑誌等によるPR（12回） ○電子広報の強化 ・トップページアクセス件数45,651件 ・メールマガジン登録者数（H25年度末）3,618件 ○とっとり暮らし紹介動画の作成（20本） <相談機会の提供> ○移住定住相談会の開催 ・県外相談会（大阪2回） ・鳥根県との合同企業説明会での移住セミナー等の実施（東京、大阪、広島） ・その他、新・農業人フェア、ふるさと回帰フェア等、他団体主催のイベントへの参加（計15回、相談件数761件） ○移住セミナー等の開催 ・セミナー（東京4回、大阪7回） ・出張相談（東京1回、大阪3回） ・平日ナイター相談（東京1回、大阪8回）など（参加212名） ○とっとり暮らしアドバイザーの委嘱（12名） <体験機会の提供> ○とっとり暮らし体験ツアーの実施（東京2回、大阪3回、参加91名） ○民間による移住促進活動の推進（8団体） 2 受入体制の整備 ○民間活力を活用した市町村の取組支援（2件）</p>										
<p>主な活動実績 (活動量の指標)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動指標名</th> <th>単位</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住定住相談件数</td> <td>件</td> <td>1,971</td> <td>3,053</td> <td>4,580</td> </tr> </tbody> </table>	活動指標名	単位	23年度	24年度	25年度	移住定住相談件数	件	1,971	3,053	4,580
活動指標名	単位	23年度	24年度	25年度							
移住定住相談件数	件	1,971	3,053	4,580							
<p>事業の自己評価 (今後の方向性、課題等)</p>	<p>県事業、市町村への支援事業に加え、民間団体等と連携した事業にも取り組むなど施策の充実を図った結果、移住者数は着実に伸びつつある。 【鳥取県への移住状況】（平成25年度末現在） ○移住者数は962人（平成23年度からの累計2,172人） ○年代別にみると20～30代が多い。 ○理由別にみると、20～40代は就職が中心。結婚・子育ても目立つ。 50代以上は退職等による帰郷、田舎暮らし志向が中心。 ○近畿（大阪、兵庫）からの伸びが目立つ。中国（岡山）、関東（東京）がこれに続く。 また、移住者を受け入れ活性化しようとする動きが地域で出始めている。（鹿野、倉吉、大山など）</p> <p>※課題 国立社会保障・人口問題研究所が、鳥取県の人口が2040年には44万人にまで減少すると推計するなど、今後さらなる人口減少・高齢化が見込まれている。また、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の人口推計によれば、鳥取県内の13町が消滅可能性市町村とされている。 地域社会の維持・活性化のためには、長期的に見れば地域の将来を担う子どもや若い世代の確保が必須となっており、今後は首都圏など、近畿圏以外でも情報発信を強化し、子育て世帯を中心とした移住を促すとともに、地域における移住者受入体制を整備するなど、より効果的な施策展開を進めていく必要がある。</p>										
<p>特記事項</p>											

事業説明シート

事業名	鳥取県移住定住推進交付金		担当部	地域振興部		
			担当課	とっとり暮らし支援課		
実施根拠	なし		開始年度	平成20年度		
目的等	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、2040年の鳥取県人口は約44万人にまで落ち込むと見込まれている。 ・日本創成会議・人口減少問題検討分科会の人口推計によれば、鳥取県内の13町が消滅可能性市町村（2040年に20～39歳の女性人口が5割以下に減少する市町村）とされている。 <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代を中心に鳥取県への移住を促し、将来的な地域社会の担い手を確保し、地域活性化に資する。 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度～26年度の移住者数2000人 <p>【県が実施しなければならない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域を中心に、先導的な取組を普及するための市町村への財政支援が必要。 					
	対象（サービス受給者）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県への移住に関心のある県外在住者 ・移住者を受け入れ活性化しようとする県内の地域 				
	事業内容（手段・手法）	専任相談員の配置、お試し住宅の整備、移住者向けの空き家の改修・家財道具の処分など、市町村による移住推進の取組支援				
	目的達成に向け、上記の手段・手法を選択した理由	市町村は、相談窓口の役割に加え、住宅や生活全般の支援、移住者と地域とを繋ぐコーディネート等、定住も含めた重要な役割を担っており、取組を促すことが肝要。				
事業の実施方法（国、市町村などを含めて、当該事業を進める上での手続きを記載） ※フローチャート式による記載も可	市町村の取組に係る経費の1/2を基本として交付金により支援。 (専任相談員の配置、お試し住宅の整備、移住者向けの空き家の改修・家財道具の処分など)					
26年度予算額	事業費	71710千円	(財源内訳)	国庫支出金	雑入	一般財源
	トータルコスト	80997千円 [正職員：1.2人、非常勤職員：0.4人]				
決算額	年度	事業費		国庫支出金	雑入	一般財源
	25年度	15858千円	(財源内訳)	0	0	15,858
	24年度	15362千円	(財源内訳)	0	0	15,362
	23年度	18386千円	(財源内訳)	0	0	18,386
これまでの事業実績	<p>※平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村への移住定住推進交付金の交付（12市町、18,386千円） 					
主な活動実績（活動量の指標）	活動指標名	単位	23年度	24年度	25年度	
	移住定住相談件数	件	1,971	3,053	4,580	
主な成果実績（目的の達成度を図る物差し）	成果指標名	単位	23年度	24年度	25年度	
	鳥取県への移住状況	人	504	706	962	
事業の自己評価（今後の方向性、課題等）	<p>県事業、市町村への支援事業に加え、民間団体等と連携した事業にも取り組むなど施策の充実を図った結果、移住者数は着実に伸びつつある。</p> <p>【鳥取県への移住状況】（平成25年度末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移住者数は962人（平成23年度からの累計2,172人） ○年代別にみると20～30代が多い。 ○理由別にみると、20～40代は就職が中心。結婚・子育ても目立つ。 50代以上は退職等による帰郷、田舎暮らし志向が中心。 ○近畿（大阪、兵庫）からの伸びが目立つ。中国（岡山）、関東（東京）がこれに続く。 <p>また、移住者を受け入れ活性化しようとする動きが地域で始めている。（鹿野、倉吉、大山など）</p> <p>※課題</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所が、鳥取県の人口が2040年には44万人にまで減少すると推計するなど、今後さらなる人口減少・高齢化が見込まれている。また、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の人口推計によれば、鳥取県内の13町が消滅可能性市町村とされている。</p> <p>地域社会の維持・活性化のためには、長期的に見れば地域の将来を担う子どもや若い世代の確保が必須となっており、今後は首都圏など、近畿圏以外でも情報発信を強化し、子育て世帯を中心とした移住を促すとともに、地域における移住者受入体制を整備するなど、より効果的な施策展開を進めていく必要がある。</p>					
特記事項						

鳥取県への移住状況について（平成25年度末現在）

平成26年6月12日
とっとり暮らし支援課

平成25年度の本県への移住者数がまとまり、年間962人となりました。この結果、平成23年度から平成25年度までの3年間の移住者数は2,172人となり、平成26年度までの目標2,000人（マニフェスト）を1年早く達成しました。

1 移住者数の調査結果

(1) 移住者数の推移

年度	移住者数	累計	目標
平成23年度	504人	504人	2,000人
平成24年度	706人	1,210人	
平成25年度	962人	2,172人	
平成26年度			

(2) 平成25年度移住状況（世帯主の状況）

<年代別>

・年代別にみると、20～30代が多い。

<理由別>

・理由別にみると、20～40代は、就職が中心。結婚・子育ても目立つ。

50代以上は、退職等による帰郷、田舎暮らし志向が中心。

<U I ターン別>

・U I ターン別にみると、それぞれ伸びているが、Uターンの伸びが目立つ。

<地域別>

・移住元の地域別にみると、近畿地方（大阪府、兵庫県等）からの移住者数の伸びが目立つ。

中国地方（岡山県等）、関東地方（東京都等）がこれに続く。

・移住先の地域別にみると、鳥取市、倉吉市への移住が目立つ。

(3) 移住者数が増加した理由

東日本大震災以降の安全志向や県内企業の求人の増加に加え、県及び市町村による施策の充実による効果もみられるようになったと考えられる。

2 今後の取組

人口減少・高齢化が進む地域の状況や都市部の企業の採用増の動きを踏まえ、特に地域の将来の担い手となる若い世代をターゲットに、首都圏をはじめ全国に展開し、鳥取県への移住をより強く働きかける。

〔参考〕平成25年度移住状況

○移住者数・世帯数 962人・623世帯

○年代別 移住世帯数

・20～30代の移住者が多い。

20代以下：266世帯(42.7%) 50代：65世帯(10.4%)
 30代：140世帯(22.6%) 60代以上：91世帯(14.6%)
 40代：58世帯(9.3%) 計：620世帯 ※年代が不明な者(3世帯)を除く。

○年代別・理由別 移住世帯数

・20～40代は、就職が中心。結婚・子育ても目立つ。
 ・50代以上は、退職等による帰郷、田舎暮らし志向が中心。

(単位：世帯)

	～20代		30代		40代		50代		60代～		合計	
	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比
農林水産業	7	3.3%	10	9.3%	9	19.6%	4	7.7%	2	3.2%	32	6.7%
田舎暮らしを志向	11	5.2%	16	14.8%	9	19.6%	9	17.3%	24	38.7%	69	14.4%
企業等への就職	122	57.8%	39	36.1%	12	26.1%	14	26.9%	8	12.9%	195	40.7%
起業	3	1.4%	8	7.4%	0	0.0%	1	1.9%	1	1.6%	13	2.7%
結婚・子育て	34	16.1%	26	24.1%	7	15.2%	6	11.5%	6	9.7%	79	16.5%
介護	0	0.0%	1	0.9%	2	4.3%	3	5.8%	3	4.8%	9	1.9%
退職・卒業等による帰郷	33	15.6%	5	4.6%	5	10.9%	15	28.8%	17	27.4%	75	15.7%
その他	1	0.5%	3	2.8%	2	4.3%	0	0.0%	1	1.6%	7	1.5%
計	211	100.0%	108	100.0%	46	100.0%	52	100.0%	62	100.0%	479	100.0%

※年代又は理由が不明な者(144世帯)を除く。

○Uターン別 移住世帯数

・それぞれ伸びているが、Uターンの伸びが目立つ。

Uターン：354世帯(前年度：233世帯)
 Iターン：266世帯(前年度：201世帯)
 計：620世帯 ※区分不明な者(3世帯)を除く。

○前居住地別 移住世帯数

・近畿地方(大阪府、兵庫県等)からの移住者数の伸びが目立つ。中国地方(岡山県等)、関東地方(東京都等)がこれに続く。

(単位：世帯)

移住前	H25年度	H24年度	増減	前年比	主な都府県(H25年度)
北海道・東北	17	18	-1	94.4%	
関東	105	82	23	128.0%	東京 53、神奈川 28
中部	42	35	7	120.0%	
近畿	252	132	120	190.9%	大阪 123、兵庫 78、京都 35
中国	140	102	38	137.3%	岡山 57、広島 44、島根 29
四国	15	38	-23	39.5%	
九州・沖縄	30	11	19	272.7%	
国外	20	16	4	125.0%	
計	621	434	187	143.1%	

※前居住地が不明な者(2世帯)を除く。

○市町村別 移住者数

・鳥取市、倉吉市への移住が目立つ。

(単位：人)

市町村名	移住者数	市町村名	移住者数	市町村名	移住者数	市町村名	移住者数
鳥取市	337(775)	若桜町	17(27)	琴浦町	31(63)	伯耆町	66(179)
米子市	29(94)	智頭町	47(119)	北栄町	18(165)	日南町	33(102)
倉吉市	100(137)	八頭町	27(32)	日吉津村	1(6)	日野町	24(48)
境港市	21(67)	三朝町	58(69)	大山町	38(107)	江府町	5(33)
岩美町	70(78)	湯梨浜町	11(17)	南部町	29(54)	合計	962(2,172)

※()内は平成23年度から3年間の累計

○行政支援の活用状況

・相談窓口の活用が目立ち、住宅支援制度、お試し住宅・体験ツアーがこれに続く。

回答のあったもの(127世帯)のうち主なものは次のとおり(複数回答あり)。

- ・相談窓口(109世帯)
- ・住宅支援制度(17世帯)
- ・お試し住宅・体験ツアー(10世帯)

今こそ！移住定住の推進

○平成23年4月から平成26年3月までの3年の本県への移住者数:2172人

[平成23年度:504人、平成24年度:706人、平成25年度:962人]

<主な特徴(平成25年度)>

- ・20～30代の移住が多い。
 - ・20～40代は就職が中心。結婚・子育ても目立つ。
 - ・近畿地方・中国地方・関東地方からの移住が多い。
- 東日本大震災を契機とした安全志向の高まり等によるものと推察。

豊かな自然環境の中での子育てや地方での新たな仕事を求めて移住される方もある。

平成26年度までの受入目標
2000人を1年早く達成

【追い風！】

- 交通インフラの充実(スカイマークの就航、高速道路の整備)
- 鳥取・岡山アンテナショップの開業(新橋、平成26年秋)



【一方で…】

- 県内13町が、日本創成会議が指摘する「消滅可能性市町村」
- 地域社会の維持・活性化には、未来を担う子どもや若い世代の確保が急務

今こそ！

○首都圏をはじめ全国に向けた情報発信を強化し、子育て世帯・起業を志す若い世代を中心とした移住を促す。

- ・(新)首都圏での市町村合同移住相談会の開催、とっとり暮らしPRイベントの開催
- ・(新)東京アンテナショップでの観光・移住コーナーの設置
- ・(新)「子育て」、「若者の就業・起業」をテーマとしたweb広報の強化(6月補正)
- ・セミナー、お試しツアーの継続実施 など



○地域住民自らが地域の現状を客観的に把握し将来に向けた話し合いを始める取組を促す。

- ・「とっとり集落創造シート」の普及促進 など

地域の担い手となる若い世代や子どもの数を確保し、地域の維持・活性化に取り組む。

移住定住施策の考え方

日本創生会議の人口推計によれば、2040年の鳥取県の人口は約42万人を下回り、
県内13町が「消滅の可能性」(一番の要因:若年女性人口の絶対数の減少)
→とっとりに目が向いていない若い世代の重点的な確保が急務!

<とっとりファンの獲得>

とっとりに目が向いていない若い世代
(子育て世代など)へアプローチ

・移住の入口としてのとっとりファンづくり、
次のステップへのきっかけづくり

<より具体的な情報を提供>

とっとりのファンを移住へと誘うアプローチ

とっとりファンから移住希望者を生み出す
・セミナー ・合同相談会 など

<とっとり暮らしを体験>

とっとり暮らし希望者へアプローチ

移住に向けて助走
・体験ツアー ・お試し住宅 など

<受け皿づくり>

移住者など外部の活力を受け入れて
活性化したい地域を増やす

移住者として
受け入れ

民間

市町村

県

【移住定住加速化事業】(6月補正)

1. Web広報の強化～“新たな人生のステージとしてのとっとり”の認知～
2. 若い世代の来県促進～若い世代の来県を促し、とっとり暮らしに見て触れていただき移住につなげる～

【とっとり移住定住支援事業】

- 民間活動推進補助金(民活補助金)を活用した移住意向者への働きかけ
- とっとり暮らしアドバイザーによる移住相談対応

【移住2000人達成事業】

- 首都圏とっとり暮らしPRイベントの開催
- 移住定住サポートセンターの運営(相談員設置、相談会・セミナー・体験ツアーの開催)

【鳥取県移住定住推進交付金】

- お試し住宅の整備等市町村の取組支援

- 移住者を受け入れ活性化したい地域づくりへのモデル支援

鳥取県で 暮らそう! 働こう!

移住相談

まずはお近くの窓口へ
お気軽に
ご相談ください!



～鳥取県への移住・田舎暮らしを希望の方へ～

鳥取県移住定住サポートセンターを
ご利用ください!

東京 大阪にも相談窓口があるんです!

移住
定住

農林水産
就業

住宅
相談

お仕事
紹介

専門相談員が100ターンのための“ノウハウ”や、
各種相談にお答えしています。お気軽にご相談ください!

私達がお待ちしています。お気軽にお立ち寄りくださ～い!

不在の場合もありますのでお立ち寄りの際は
事前にご連絡をお願いします。

鳥取県移住定住サポートセンター

定住相談コーディネーター



●まずはこちらへお電話ください!

☎ **0120-841-558**

●資料請求はこちらから!

《とっとり移住定住ポータルサイト》
<http://furusato.tori-info.co.jp/iju>

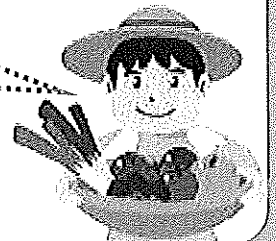
● 田舎暮らし(移住)相談

利用時間/8:30～17:15 (平日のみ)

アクセスはこちら!
〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町7
鳥取フコク生命駅前ビル1階

- ・田舎暮らし体験
- ・農林水産就業
- ・住宅情報 ...etc

お気軽にご相談下さい♪



東京相談窓口



● 田舎暮らし(移住)相談

利用時間/8:30～17:15 (平日のみ)

☎ **0120-372-315**

☎ 080-2929-9831 (済田)

アクセスはこちら!
〒102-0093 東京都千代田区早稲町2-6-3
都道府県会館10階 鳥取県東京本部内 駐在

大阪相談窓口



● 田舎暮らし(移住)相談

利用時間/8:30～17:15 (平日のみ)

☎ **0120-928-480**

☎ 080-2916-5184 (谷川)

アクセスはこちら!
〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2200
大阪駅前第3ビル22階 鳥取県関西本部内 駐在

[お問い合わせ先] (公財)ふるさと鳥取県定住機構 / 鳥取県移住定住サポートセンター

〒680-0846 鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル1階 TEL 0857-24-4740

移住相談はこちら

ふるさと鳥取県定住機構 Webサイト及び相談ダイヤル

就職相談はこちら

☎ **0120-841558** ご利用時間 平日8:30～17:15

鳥取へ
移住・定住

鳥取県への移住定住情報をGET!!
とっとり移住定住ポータルサイト
<http://furusato.tori-info.co.jp/iju>



☎ **0120-307238** ご利用時間/平日8:30～17:15

PCや携帯で
簡単就活!!

登録して鳥取県の就職情報をGET!!
とっとり仕事・定住人材バンクシステム
<http://furusato.tori-info.co.jp/?id=571>





鳥取県で暮らそう！働こう！

まずはお近くの窓口へ
お気軽にご相談ください！

～鳥取県へIJUターン就職をご希望の方へ～
(公財)ふるさと鳥取県定住機構
をご利用ください！

東京・大阪にも相談窓口があるんです！

移住定住 農林水産就業 住宅相談 お仕事紹介

専門相談員がIJUターンのための「ノウハウ」や、
各種相談にお答えしています。お気軽にご相談ください！

私達がお待ちしています。お気軽にお立ち寄りください！
不在の場合もありますので、お立ち寄りの際は事前にご連絡をお願いします。

鳥取県移住定住サポートセンター

● IJU(移住)ターン就職相談
利用時間／8:30～17:15 (平日のみ)

アクセスはこちら！
▶ 680-0846 鳥取県鳥取市扇町7
鳥取フコク生命駅前ビル1階

● まずはこちらへお電話ください！

● ホームページはこちら！

0120-307-238

《(公財)ふるさと鳥取県定住機構》
<http://furusato.tori-info.co.jp/>



倉吉駐在

● IJU(移住)ターン就職相談
利用時間／9:30～18:15 (平日のみ)
☎ 080-1943-6883

アクセスはこちら！
〒682-0023 鳥取県倉吉市山根557-1
パープルタウン2階 くらよし若者仕事ぶらざ内



米子駐在

● IJU(移住)ターン就職相談
利用時間／8:30～17:15 (平日のみ)
☎ 090-4805-7693

アクセスはこちら！
〒683-0043 鳥取県米子市末広3111
イオン米子駅前店4階 よなご若者仕事ぶらざ内

東京相談窓口



● IJU(移住)ターン就職相談
利用時間／8:30～17:15 (平日のみ)
☎ 03-5215-5117

アクセスはこちら！
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館10階 鳥取県東京本部内 駐在

大阪相談窓口



● IJU(移住)ターン就職相談
利用時間／8:30～17:15 (平日のみ)
☎ 06-6455-0233

アクセスはこちら！
〒530-0001 大阪府北区梅田1-1-3-2209
大阪駅前第3ビル22階 鳥取県関西本部内 駐在

[お問い合わせ先] (公財)ふるさと鳥取県定住機構／鳥取県移住定住サポートセンター

〒680-0846 鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル1階 TEL 0857-24-4740

就職相談はこちら

ふるさと鳥取県定住機構 Webサイト及び相談ダイヤル

移住相談はこちら

☎ 0120-307238

ご利用時間
平日8:30～17:15

PCや携帯で
簡単就活!!

登録して鳥取県の就職情報をGET!!
とっとり仕事・定住人材バンクシステム
<http://furusato.tori-info.co.jp/?id=571>



☎ 0120-841558

ご利用時間／平日8:30～17:15

鳥取へ
移住・定住

鳥取県への移住定住情報をGET!!
とっとり移住定住ポータルサイト
<http://furusato.tori-info.co.jp/iju>



平成26年度鳥取県移住定住推進交付金の概要

とっとり暮らし支援課

	交付対象事業の内容及び対象経費	事業実施主体	交付率	重要な変更
①専任相談員の設置	市町村が移住定住促進の専任相談員を設置する場合における設置・活動に要する経費 ※専任相談員以外の職員に係る人件費等は対象外とする。	市町村	市町村負担額の1/2(上限額1市町村につき1,000千円。)	(1) 交付対象事業ごとの本交付金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
②移住定住に関する基本的な取組の実施	市町村が次の取組等の移住定住に関する基本的な取組を実施する場合における実施に要する経費 ・移住相談会の開催、移住相談会への参加 ・とっとり暮らし体験ツアーの開催 ・移住定住者と地元住民との交流会の開催	市町村	市町村負担額の1/2(上限額1市町村につき300千円。)	(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
③お試し住宅の整備	市町村、民間団体等(以下「市町村等」という。)がお試し住宅を整備する場合における新築住宅の購入又は住宅の新築に要する経費 ※建築確認を受けたものに限る。 ※次の経費は対象外とする。 ・土地(農地を含む)の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費 ・家具又は備品とみなされるものの購入に要する経費 ・外溝工事等、居住機能に直接関係のない工事に要する経費	市町村等	市町村負担額の1/2(上限額1戸につき5,000千円。)	
④移住定住者・二地域居住者への住宅支援	市町村が県外からの移住者及び二地域居住者等に対する住宅の購入、建築、修繕、家財道具処分若しくは賃借の助成を行う場合における助成に要する経費 ※空き家所有者が県外からの移住者及び二地域居住者に住宅を提供するために修繕又は家財道具処分を行う場合における空き家所有者への助成を含む。 ※土地(農地を含む)の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費は除く。	市町村	市町村負担額の1/2(上限額1戸につき1,000千円。)	
⑤移住定住促進のための市町村等による空き家活用	市町村等が次の用途として空き家を整備する場合における整備に要する経費 ・移住(交流)者滞在施設 ・お試し住宅 ・移住者向け居住施設 ※土地(農地を含む)の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費は除く。	市町村等	市町村負担額の1/2(上限額1戸につき2,000千円。)	
⑥空き家活用のための家財道具処分支援	「⑤移住定住促進するための空き家活用」を促すために次の取組を行う場合における処分又は助成に要する経費 ・市町村等が空き家の家財道具を処分する場合 ・市町村が空き家所有者又は移住定住者に対して家財道具処分等に要する経費を助成する場合	市町村等	市町村負担額の10/10(上限額1戸につき400千円。)	
⑦民間団体との協働による移住定住の一元的な推進	市町村が民間団体と協働して、空き家等の地域資源の発掘、情報発信、移住希望者からの相談対応、移住者の受入、フォローアップ等の取組を一元的に行う場合における取組に要する経費	市町村等	市町村負担額の1/2(上限額1件につき1,000千円。)	

平成25年度移住定住推進交付金 実績額

単位:千円

	予算額	交付決定済額												計
		鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	倉吉市	湯梨浜町	琴浦町	三朝町	大山町	南部町	伯耆町	日南町	
専任相談員設置への支援	3,935	995	0	0	629	978	0	1,000	0	1,000	0	0	0	4,602
都市農村交流事業への支援	5,936	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792	1,792
移住定住者・二地域居住者への住宅支援	14,212	3,361	300	1,182	69	441	0	350	250	0	0	0	202	6,155
よつこてどつどり 移住相談会、体験ツアー等の取組支援	4,500	300	25	300	0	246	0	300	0	0	0	150	0	1,321
空き家活用事業への支援 (市町村等)	13,750	160	0	2,818	0	0	0	0	0	0	1,538	0	0	4,516
空き家活用事業への支援 (家財処分)	12,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	54,333	4,816	325	4,300	698	1,665	0	1,650	250	1,000	1,538	150	1,994	18,386

移住定住交付金 金額の推移

単位:円

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度(予定)
鳥取市	12,763,000	11,998,000	9,213,000	8,477,000	6,818,000	4,816,000	18,250,000
米子市	-	-	-	-	-	-	8,200,000
倉吉市	-	15,000	35,000	117,000	1,497,000	1,665,000	5,565,000
境港市	-	-	-	-	-	-	-
岩美町	-	-	445,000	1,025,000	1,075,000	325,000	2,150,000
若桜町	162,000	-	-	-	569,000	698,000	5,475,000
智頭町	177,000	1,230,000	493,000	645,000	3,038,000	4,300,000	7,500,000
八頭町	251,000	-	15,000	15,000	370,000	-	400,000
三朝町	-	-	-	-	0	250,000	500,000
湯梨浜町	-	-	-	19,000	197,000	0	1,478,000
琴浦町	300,000	1,307,000	165,000	1,380,000	1,498,000	1,650,000	2,937,000
北栄町	200,000	200,000	-	-	-	-	2,000,000
日吉津村	-	-	-	-	-	-	-
大山町	-	-	-	0	0	1,000,000	5,500,000
南部町	-	-	-	-	-	1,538,000	4,000,000
伯耆町	28,000	227,000	274,000	0	90,000	150,000	150,000
日南町	-	-	6,438,000	4,180,000	210,000	1,994,000	455,000
日野町	-	-	-	-	-	-	-
江府町	-	-	-	-	-	-	4,600,000
合計	13,881,000	14,977,000	17,078,000	15,858,000	15,362,000	18,386,000	69,160,000
予算額	15,602,000	21,791,000	22,000,000	19,300,000	19,000,000	54,333,000	71,710,000

※0…申請あったが実績なし ……申請なし(H22年以前は区別不明)

7市町

6市町

8市町

10市町

12市町

12市町

16市町

移住定住推進交付金(20~25)

(単位:千円)

対象事業	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	対象	実績	対象	実績	対象	実績	対象	実績	対象	実績	対象	実績
※H24年度~ 【福祉会等実地事業への支援】	①移住定住促進の専任の相談員設置への支援 →H25 ①専任相談員設置への支援	X	X	X	X	X	X	X	X	【鳥取市】福祉会等実地事業 935 【若狭市】移住定住専門員設置事業 317	X	【鳥取市】福祉会等実地事業 893 【若狭市】移住定住専門員設置事業 629 【鳥取市】移住定住専門員設置事業 978 【安芸市】移住定住アドバイザー設置事業 1000 【小豆郡】移住定住アドバイザー設置事業 1000
【福祉会等実地事業への支援】	鳥取市で設置される移住定住専任相談員を対象とした福祉会等への出費に要する経費 →H25 ④ようこそとっとり推進事業に統合	【鳥取市】県外イベント出展事業 13	【鳥取市】県外イベント出展事業 112 【鳥取市】県外福祉会出展 15 【鳥取市】県外福祉会出展 20	【鳥取市】県外イベント出展事業 112 【鳥取市】県外福祉会出展 15 【鳥取市】県外福祉会出展 15 【鳥取市】移住定住推進部設置費 171 【鳥取市】県外福祉会出展 15	【鳥取市】県外イベント出展事業 104 【鳥取市】県外福祉会出展 15 【鳥取市】県外福祉会出展 15 【鳥取市】移住定住推進部設置費 171 【鳥取市】県外福祉会出展 15	【鳥取市】県外イベント出展事業 104 【鳥取市】県外福祉会出展 15 【鳥取市】県外福祉会出展 15 【鳥取市】移住定住推進部設置費 171 【鳥取市】県外福祉会出展 15	【鳥取市】県外イベント出展事業 110 【鳥取市】県外福祉会出展 17 【鳥取市】県外福祉会出展 42 【鳥取市】県外福祉会出展 20	X	X	小計 1252	小計 4502	
【若狭市】定住体験事業への支援	県外の若狭に将来的な定住を模索している若狭市を誘致するための定住体験事業を支援する経費 →H25 廃止	【鳥取市】若狭市定住体験事業 1,000 【鳥取市】若狭市定住体験事業 162 【鳥取市】若狭市定住体験事業 162 【鳥取市】若狭市定住体験事業 162	【鳥取市】若狭市定住体験事業 1,000	【鳥取市】若狭市定住体験事業 87	【鳥取市】若狭市定住体験事業 213 【若狭市】若狭市定住体験事業 750	【鳥取市】若狭市定住体験事業 233 【若狭市】若狭市定住体験事業 233	X	X	小計 491	小計 1,792		
【とっとり暮らし体験への支援】	企業外の施設に将来的な定住を模索している若狭市を誘致するための定住体験事業を支援する経費 →H25 ④ようこそとっとり推進事業に統合	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
【若狭市】定住体験事業への支援	企業内の施設に将来的な定住を模索している若狭市を誘致するための定住体験事業を支援する経費 →H25 ②若狭市定住体験事業への支援	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 8,312 【若狭市】定住体験事業 300	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 5,455 【若狭市】定住体験事業 167	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 4,055 【鳥取市】定住体験事業 6,433	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 2,520 【鳥取市】定住体験事業 4,180	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 210 【若狭市】定住体験事業 210	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 50 【若狭市】定住体験事業 1,000 【若狭市】定住体験事業 645	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 400 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 102	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 400 【若狭市】定住体験事業 168	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 568 【若狭市】定住体験事業 210	【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 1,792 【若狭市】定住体験事業 1,792	
【空き家情報提供等への支援】	移住定住者に対する住宅情報提供のための、空き家情報の提供費等に対する経費 →H25 廃止	【鳥取市】空き家情報提供費 150 【若狭市】空き家情報提供費 15 【鳥取市】空き家情報提供費 200	【鳥取市】空き家情報提供費 211 【若狭市】空き家情報提供費 1,000 【鳥取市】空き家情報提供費 20	【鳥取市】空き家情報提供費 240 【若狭市】空き家情報提供費 20 【若狭市】空き家情報提供費 400	【鳥取市】空き家情報提供費 20 【若狭市】空き家情報提供費 15 【鳥取市】空き家情報提供費 25	【鳥取市】空き家情報提供費 50 【若狭市】空き家情報提供費 1,000 【若狭市】空き家情報提供費 645	【鳥取市】空き家情報提供費 50 【若狭市】空き家情報提供費 1,000 【若狭市】空き家情報提供費 645	【鳥取市】空き家情報提供費 20 【若狭市】空き家情報提供費 15 【鳥取市】空き家情報提供費 25	【鳥取市】空き家情報提供費 50 【若狭市】空き家情報提供費 1,000 【若狭市】空き家情報提供費 645	【鳥取市】空き家情報提供費 210 【若狭市】空き家情報提供費 210	【鳥取市】空き家情報提供費 1,625 【若狭市】空き家情報提供費 1,625	
【鳥取市】空き家情報提供システムへの支援	鳥取市等の空き家情報システムへの支援 → H25廃止	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
※H23年度~ 【空き家等リフォームへの支援】	移住定住者に対する住宅改修のための、リフォームした空き家の提供費に対する補助に要する経費 →H25 廃止	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
【移住定住者・二地域居住者への住宅支援】	②県外からの移住者及び二地域居住者に対する住宅の購入、賃貸、修繕補助に要する経費 →H25 ⑤移住定住者・二地域居住者への住宅支援	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 8,215 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 (6,312) 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 69	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 8,210 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 (5,455)	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 4,764 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 (4,006) 【鳥取市】移住定住推進部設置費 (6,433) 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 420 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 63	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 5,210 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 (2,520) 【鳥取市】移住定住推進部設置費 (4,180) 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,000 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 500	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 4,593 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 0 【鳥取市】移住定住推進部設置費 (210) 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,261 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,000 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,918 【鳥取市】移住定住推進部設置費 250 【鳥取市】空き家改修補助費 0 【鳥取市】移住定住推進部設置費 197 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 0 【鳥取市】移住定住推進部設置費 600 【鳥取市】空き家改修補助費 0	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 3,981 【鳥取市】移住定住推進部設置費 231 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 159 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 300 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,162 【鳥取市】移住定住推進部設置費 69 【鳥取市】移住定住推進部設置費 250 【鳥取市】移住定住推進部設置費 0 【鳥取市】移住定住推進部設置費 350 【鳥取市】空き家改修補助費 202	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 5,210 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 (4,006) 【鳥取市】移住定住推進部設置費 (6,433) 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 420 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 63	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 5,210 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 (2,520) 【鳥取市】移住定住推進部設置費 (4,180) 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,000 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 500	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 4,593 【鳥取市】とっとり暮らし体験事業 0 【鳥取市】移住定住推進部設置費 (210) 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,261 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,000 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,918 【鳥取市】移住定住推進部設置費 250 【鳥取市】空き家改修補助費 0 【鳥取市】移住定住推進部設置費 197 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 0 【鳥取市】移住定住推進部設置費 600 【鳥取市】空き家改修補助費 0	【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 3,981 【鳥取市】移住定住推進部設置費 231 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 159 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 300 【鳥取市】U・Iターン住宅支援事業 1,162 【鳥取市】移住定住推進部設置費 69 【鳥取市】移住定住推進部設置費 250 【鳥取市】移住定住推進部設置費 0 【鳥取市】移住定住推進部設置費 350 【鳥取市】空き家改修補助費 202	
※移住定住者向け住宅推進の支援 →H25 見直し⑤空き家活用事業への支援	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
小計	5,354	5,210	5,337	7,022	10,224	6,155	0	0	0	0		

対象事業	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	対象	実績	対象	実績	対象	実績	対象	実績	対象	実績	対象	実績
	【市町村】事業名 金額		【市町村】事業名 金額		【市町村】事業名 金額		【市町村】事業名 金額		【市町村】事業名 金額		【市町村】事業名 金額	
【移住定住者と地元住民交流事業への支援】 ※県外からの移住定住者と地元住民との交流を促すことを目的として行われる活動に関する経費 →H25 ④ようこそとっとり推進事業に統合	【鳥取県】定住者交流会	13	【鳥取県】リゾート交流会	130	【新緑町】Uターン受け入れ自治会等支援事業	30	【新緑町】空き家活用による定住支援活動補助金	25	【鳥取県】Uターン者受け入れ自治会等支援事業	90		
	【鳥取県】リゾート交流会	28	【鳥取県】百寿暮らし支援ツアー	67	【鳥取県】リゾート交流会	63	【新緑町】Uターン受け入れ自治会等支援事業	45	【鳥取県】定住者受け入れ支援事業	0		
									【新緑町】空き家活用による定住支援活動補助金	25		
									【鳥取県】定住者受け入れ促進事業補助金	2		
									【新緑町】Uターン受け入れ自治会等支援事業	120		
									【大山町】移住定住促進事業	0		
									【鳥取県】リゾート交流会	60		
	小計	41	小計	197	小計	113	小計	70	小計	327		
※H22年度～ 【移住者ネットワークへの支援】 ※県外からの移住定住者の地域への定着を促すため、移住定住者等で形成する人的ネットワーク活動の支援に関する経費 →H25 ④ようこそとっとり推進事業に統合									【鳥取県】定住者交流会	30		
									小計	30		
④ようこそとっとり推進事業 H25～											【鳥取県】Uターン受け入れ促進事業	300
											【鳥取県】百寿暮らし支援ツアー事業	200
											【鳥取県】県外移住者出陣	15
											【鳥取県】定住者受け入れ事業	31
											【新緑町】空き家活用による定住支援交付金	25
											【新緑町】移住者受け入れ促進補助金	0
											【新緑町】Uターン受け入れ自治会等支援事業	300
											【大山町】移住定住促進事業	0
											【新緑町】Uターン受け入れ促進事業	300
											【鳥取県】リゾート交流会(9/24交付分)	150
											小計	1,321
⑤空き家活用事業への支援 H25～											【鳥取県】お試し定住体験事業	180
											【新緑町】空き家活用推進事業	2,618
											【大山町】移住・交流推進型空き家活用事業	0
											【鳥取県】空き家一括借り上げ事業	1,533
											小計	4,516
【民間事業者が担い超む移住定住者向け住宅整備への支援】 H23よりメニューから除外												
実績額合計		13,881		14,977		17,078		15,858		15,362		18,388
予算額		15,602		21,791		22,000		19,300		19,000		54,333

平成26年度 市町村別移住定住促進等施策

	相談			体験		住まい			就業・起業			子育て				地域	その他	
	移住専任相談員	民間団体の相談窓口	とっとり暮らしアドバイザー	お試し住宅	移住体験ツアー	(空き家物件情報) ※空き家バンク	住宅建設費等助成 ※条件等あり	移住者向住宅	空き家活用のための 家財道具処分支援	定住奨励金 ※条件等あり	就業支援	農林漁業就業受入施策	出産奨励金	保育料	入学祝い金	給食費		受入自治会への支援
鳥取市	県内3人 東京1人 大阪1人	NPO法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会	2人	7棟	11月 (予定)	○	5/100~30/100 上限50~200万円/戸 (購入、新築、改修、入居者数等で変動)	-	上限40万円/戸	10万円+5万円/人 上限20万円/世帯 (若者向け・登録企業への就職)	10万円+5万円/人 上限20万円/世帯 (若者向け・起業)	とっとりふるさと就業農舎の研修・経費助成 150万円/年等	-	-	-	-	3万円/件	
岩美町	-	-	1人	1棟	-	○	1/2 上限200万円/戸 (空き家バンク登録物件に居住した場合)	-	上限10万円/戸	-	-	-	第3子~3万円~	第2子~軽減 第3子~4・5才児無料	-	-	5万円/件	・病児病後児保育あり ・高校等通学定期助成あり(3千円/月の自己負担ですむように) ・乳幼児予防接種、不妊治療、妊婦健診に助成制度あり
若桜町	県内1人	-	-	2棟	-	○	1/2 上限200万円/戸 (町内業者に発注の場合)	-	上限10万円/戸	10万円 (町内の事業所に就労)	上限100万円 (条件あり)	-	-	第1子~無償	1万円/人	1/2補助(若桜学園)	上限5万円/件	
智頭町	県内1人	-	2人	3棟	-	○	1/2 上限100万円/戸	賃貸住宅	20万円/戸	-	-	-	-	-	-	-	上限3万円/件	
八頭町	-	-	1人	-	-	○	1/2 上限60万円/戸 (空き家所有者が5年間継続して空き家情報を登録する場合) 1/3 上限100万円/戸 (移住者が家屋等改修する場合に適用。5年以上定住をする者)	-	住宅建設費等助成に含む	-	1/2 上限15万円 (町内在住、起業手続きに必要な費用)	-	1万円	第3子保育料減免。 2児童同時入所半額。 3児童同時入所3人目無料。	-	パン牛乳代一部補助	-	

カー

平成26年度 市町村別移住定住促進等施策

	相談			体験		住まい			就業・起業		子育て			地域	その他				
	移住専任相談員	民間団体の相談窓口	とっとり暮らしアドバイザー	お試し住宅	移住体験ツアー	(空き家物件情報) (空き家バンク)	住宅建設費等助成 ※条件等あり	移住者向住宅	空き家活用のための 家財道具処分支援	定住奨励金 ※条件等あり	起業支援	農林漁業就業受入施設	出産奨励金	保育料	入学祝い金	給食費	受入自治会への支援		
倉吉市 4-13	県内1人	IJU交流デザイナー 福井 恒美	1人	2棟(予定)	7月～11月(計10回)(予定)	○	5/100 上限100万円/戸 (新築、県外移住者の場合) 5/100 上限50万円/戸 (中古購入、県外移住者の場合) 10/100 上限35万円/戸 (中古改修、県外移住者の場合) 固定資産税一部減免(若者向け) 定額15万円/戸 (若者または市外移住者向け、空き家バンク物件購入の場合)	-	-	-	チャレンジショップ 空き店舗マッチング事業 2/3 上限1万8千円/月 (対象エリア内の空き店舗を新規商業用施設等として活用する場合、店舗賃貸料を1年間補助) 2/3 上限200万円/件 (対象エリア内の空き店舗を新規商業用施設等として活用する場合、店舗改装工事費・設計料を補助)	-	第3子～2万円	第3子以降保育料軽減(1/3、市内26保育園) 倉吉市私立幼稚園就園奨励費補助金(収入に応じて減免) 私立幼稚園第3子保育料軽減事業	1万円(小中学校への入学準備金として支給、ひとり親家庭で所得税非課税世帯)	第3子以降給食費減免(3割減免。市内の小中学校に同一世帯から同時に3人以上在籍している場合)	上限10万円/件	市指定有料ゴミ袋支給(0歳児に100枚、1歳児に50枚) 倉吉市若者子育て世帯買い物応援事業(妊婦～小学校就学前のお子さんがおられる世帯が対象、協賛店での割引や特典サービス) ブックスタート事業(6ヶ月児及び1歳6ヶ月児健診時、絵本のプレゼントと読み聞かせを行う。) 小中学生遠距離通学費補助金(小学校は4キロ以上、中学校は6キロ以上) 水洗便所改造資金融資 合併浄化槽設置補助金 倉吉市震災に強いまちづくり促進事業(古い基準で建築された建物の耐震診断・改修設計・耐震改修に係る費用補助)	
三朝町	-	-	-	-	-	○	1/2 上限50万円/戸 三朝米支給 60kg/人	-	-	-	-	-	-	第2子半額 第3子～無料	-	-	-	-	
湯梨浜町	-	-	1人	-	開始7月予定・実施は随時	○	上限20/100 上限200万円/戸 (条件により助成金額は変動)	-	上限20万円/戸	-	条件に応じて複数あり (要・問い合わせ)	-	第3子以降5万円	2人以上同時入所 で保育料軽減	第3子以降5万円	-	-	-	乳幼児予防接種・不妊治療・妊婦健診に助成制度あり

平成26年度 市町村別移住定住促進等施策

	相談			体験		住まい				就業・起業			子育て			地域	その他			
	移住専任相談員	民間団体の相談窓口	アドバイザー暮らし	お試し住宅	移住体験ツアー	(空き家物件情報) (空き家バンク)	住宅建設費等助成 ※条件等あり	移住者向住宅	空き家活用のための 家財道具処分支援	定住奨励金 ※条件等あり	起業支援	農林漁業就業受入施策	出産奨励金	保育料	入学祝い金	給食費		受入自治会への支援		
琴浦町	県内1人	コウラ暮らし応援団	-	1棟	H26中止	○	リフォーム助成 1/2 上限50万円 (空き家ナビ登録物件に 5年以上定住する利用 者)	-	-	-	-	農林漁業 就業交付 金3年間 年額10万 円(国・県 非該当の 場合)	第3子 10万円 第4子 5~5万 円加算 (条件 あり)	第2子半 額 第3子~ 無料	-	-	3万円/件	移住定住奨励金40万円 (空き家ナビ登録物件に5 年以上定住する者)		
北栄町	-	-	-	1棟 (予定)	-	○	1/2 上限50万円/戸 (空き家バンク物件を改 修の場合)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
米子市	県内1人 (予定)	-	1人	3棟 (予定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
境港市	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日吉津村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・子育て支援アドバイザー 設置 ・夏休みひえづっ子クラブ (児童預かり事業)	
大山町	県内1人	築き会	3人	-	-	○	1/2 上限100万円/戸 (若者向け、県外移住者 の場合)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5万円/1件	友好館の宿泊に要した額 の1/2支援	
4-14 南部町	-	-	-	-	-	○	・町産材を活用した木造 住宅の建築・改修に町 産材使用1㎡あたり 15,000円(上限 新築25 万円、改修10万円) ・上乗せ助成 町内建築 業者の活用(1戸あたり 新築15万円、改修5万 円) 町内電気・水道工事業 者活用(1戸あたり新築7 万円、改修5万円)	・空き家 借り上 げ住宅 (交付金 事業) ・若者向 け住宅 (整備予 定)	10万円/戸 (交付金事 業)	固定資産 税相当額 5年分/戸	30万円(新たに移 住され、開業から6 か月経過時、35歳 以下)	-	1人5万 円(同 居世帯 に高校 卒業ま での子 が入れ ば、人 数を加 算)	-	-	-	-	-	-	・病時・病後児保育あり ・保育園に通園世帯に月 額2,000円の燃料費補助 ・高校生等医療費助成 (1/2) ・高校等通学定期券助成 (1/2) ・小学校1年~3年生の教 材費無料、1年生から6年 生の学級費無料 ・田舎暮らしホームステイ ホストファミリーへ1,000円 /日
伯耆町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3万円	-	-	-	-	-	-	

平成26年度 市町村別移住定住促進等施策

	相談			体験		住まい				就業・起業			子育て				地域	その他
	移住専任相談員	民間団体の相談窓口	とっとり暮らしアドバイザー	お試し住宅	移住体験ツアー	(空き家物件情報) ※条件等あり	住宅建設費等助成	移住者向住宅	空き家活用のための家財道具処分支援	定住奨励金 ※条件等あり	起業支援	農林漁業就業受入施策	出産奨励金	保育料	入学祝い金	給食費	受入自治会への支援	
日南町	-	-	1人	-	-	○	1/5 上限30万円/戸 (住宅の新築・改修をした場合)	賃貸住宅(ワンルーム、条件あり)	1/2 上限10万円/戸 (空き家バンク登録物件が契約した場合)	10万円 (就労して3年が経過したとき)	1/2 上限50万円	エナジ-日南の研修・経費助成 12万/月等	2万円	第1子: 1/2 第2子: 1/3 第3子~: 無償	-	-	-	結婚祝金 3万円
日野町	-	-	-	-	-	○	1/2 上限100万円/戸 (若者向けの場合) 2/3 上限150万円/戸)	-	1/2 上限40万円/戸	-	-	-	-	第1子: 2/3 第2子: 1/3 第3子以降: 給食費相当額	-	-	-	誕生日祝金(1~3歳の誕生日に3万円) 家財道具一時保管事業
江府町	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備考	交付金	交付金		交付金	交付金		交付金	交付金	交付金								交付金	

4-15

鳥取県における「お試し住宅」の状況

5市町13棟

	施設名	所在地	間取り/料金、利用期間等	建物写真
■鳥取市：計7棟				
1	南部地域体験施設 □平成19年6月～ (職員住宅転用)	鳥取市 佐治町	2階建4DK・一戸建て 料金：1日1,200円 期間：3日～2ヶ月 所有：市 管理：地元の任意団体	
2	南部地域体験施設 □平成25年5月～ (空き家改修)	鳥取市 用瀬町	2階建て6DK・一戸建て 料金：1日1,200円 期間：3日～2ヶ月 所有・管理：個人	
3	西部地域体験施設 □平成20年7月～ (空き家改修)	鳥取市 鹿野町	2階建3DK・1戸建て 料金：1日1,200円 期間：3日～2ヶ月 所有：個人 管理：近所の住民	
4	鬼楽庵(きらくあん) □平成22年7月～ (空き家改修)	鳥取市 鹿野町	2階建6DK・1戸建て 料金：1日6,000円(1人) 1週間21,000円(1棟) 1ヶ月52,500円(1棟) 期間：1日～1ヶ月 所有・管理：鳥取市開発公社	
5	鹿野町湯川団地	鳥取市 鹿野町	①2階建3LDK	
6	移住定住体験施設 □平成22年4月～ (新築)※2棟		②平屋2LDK 料金：月52,500円 期間：3ヶ月間 所有・管理：鳥取市開発公社	
7	鳥取市まちなか居住体験施設 □平成23年4月～ (新築)	鳥取市 寺町	2階建4LDK(ロフト付き) 料金：3～10日 日額5,000円 11～20日 日額3,000円 21～3ヶ月 日額2,000円 期間：3日～3ヶ月 所有・管理：(株)KT	
■智頭町：計2棟				
1	芦津いろりの家 □平成22年4月～ (古民家改修)	智頭町 芦津	2階建5LDK/1戸建て 料金：1～3泊基本料4,000円+1,000円(1人) 4泊目～基本料1,000円+500円(1人) 1ヶ月基本料45,000円+5,000円(1人) 期間：1日～3ヶ月 所有：町 管理：地域振興協議会	
2	中原あけびの家 □平成22年5月～ (新築)	智頭町 中原	2階建2K/ログハウス(ロフト付き) 料金：1～3泊基本料7,500円+500円(1人) 4泊目～基本料500円 1ヶ月 基本料33,000円+2,000円(1人) 期間：1日～3ヶ月 所有：町 管理：地域振興協議会	

■琴浦町：計1棟				
1	コトウラ暮らしお試し 滞在住宅 □平成25年4月 (空き家改修)	琴浦町鋤	2階建5LDK/1戸建て 料金：月額40,000円 期間：1ヶ月単位～最長6ヶ月 所有・管理：町	
■若桜町：計2棟				
1	和風建築家屋 (新築) □平成25年4月～	若桜町大 字赤松	平屋建3LDK1戸建て 料金：3日間6,000円～ 4日目～1日1,000円 1ヶ月25,000円 所有・管理：町	
1	モダンスタイルの洋風 家屋 (新築) □平成25年4月～	若桜町大 字赤松	平屋建3LDK1戸建て 料金：3日間6,000円～ 4日目～1日1,000円 1ヶ月25,000円 所有・管理：町	
■岩美町：計1棟				
1	いわみ暮らしおためし 住宅(新築) □平成26年4月～	岩美町大 字浦富	平屋建3LDK(12坪) 料金：1週間10,000円 8日目～1日1,000円 1ヶ月25,000円 所有・管理：町	

鳥取市Uターン住宅支援事業

1. 事業概要

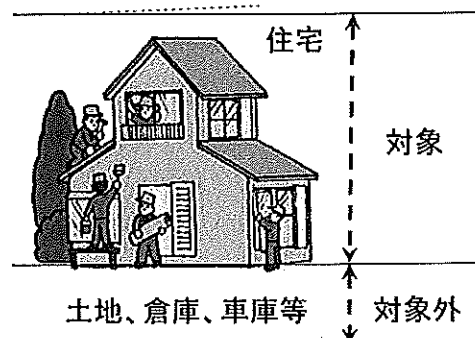
定住の目的で市内に住宅を購入、建設又改修する者に対し、その費用の一部を助成する。

2. 事業実施期間

平成26年4月から平成27年3月までの期間(1年間)

3. 助成対象要件

- ・ 補助対象者は、住宅の所有者ではなく入居する者とする。
- ・ 補助対象者は、鳥取県外の在住者であること。
ただし、鳥取県外から転入して6か月以内の者は対象とする。(住民登録により確認)
- ・ 補助対象者は、補助金の交付を受けてから5年以上鳥取市に住民登録すること。
- ・ 建設、改修工事は、鳥取市内に本店又は営業所等を有する業者で施工すること。
- ・ 住宅は、未契約および未着工であること。



4. 助成対象範囲

定住する住宅の購入、建設又は改修に要する費用(50万円以上のもの)

5. 助成額

補助対象経費×補助率＝補助額(限度額を超える場合は限度額)

転入者の状況	定住する人数	補助率	限度額
住宅を新築又は購入する場合	1人	5/100	50万円
	2人以上	10/100	100万円
住宅を改修する場合	1人以上	20/100	100万円
上下水道への加入及び接続を伴う住宅改修をする場合	1人以上	30/100	100万円
本市が出資する法人等が開発する分譲地、過疎地域にある分譲地又は土地区画整理事業による保留地(事業面積5ha以上に限る)に住宅を新築又は購入する場合	1人	10/100	100万円
	2人以上	20/100	200万円

6. 問い合わせ先

鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口【フリーダイヤル】0120-567-464
(鳥取市役所 企画推進部 中山間地域振興課 内)

鳥取市U・J・Iターン住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市U・J・Iターン住宅支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市内に自らが定住する目的で住宅を新築し、購入し、又は賃借する者に対し、その住宅の建設、購入又は改修に必要な費用の一部を助成することにより、もってU・J・Iターン者の住生活の安定向上を図り、人口増加により本市の活性化を促進することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、鳥取県内のいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者又は鳥取県外から鳥取市に転入して6月を経過していない者であって、本補助金の交付を受けてから5年以上鳥取市に定住しようとする者とする。ただし、本補助金の申請日前1年以内に鳥取市から転出したことがある者を除く。

(対象住宅)

第4条 本補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、補助対象者が自ら居住する目的で鳥取市内に建設し、購入し、改修し、又は賃借する住宅とする。ただし、対象住宅の所有者と入居者が異なる場合にあつては、対象住宅の所有者との間に改修工事の同意及び現状回復義務の免除について確認できた住宅に限る。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象住宅を新築し、購入し、又は改修を行う事業（新築又は改修にあつては、鳥取市内に本店、営業所等を有する業者と工事請負契約（当該請負金額が500千円以上のものに限る。）を締結して行う事業に限る。）であつて、本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち居住の用に供する部分に係るもの（土地の購入等に要する経費は除く。）とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、次の各号に掲げる場合の区分のいずれかに応じ、当該各号に掲げる額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助対象事業が、対象住宅を新築し、又は購入する事業であつて、対象住宅に居住しようとする者が補助対象者のみの場合 補助対象経費に100分の5を乗じて得た額。ただし、500千円を限度額とする。

- (2) 補助対象事業が、対象住宅を新築し、又は購入する事業であって、対象住宅に居住しようとする者が補助対象者及び1人以上の第3条に規定する者に該当する同居者（以下「定住同居者」という。）である場合 補助対象経費に100分の10を乗じて得た額。ただし、1,000千円を限度額とする。
 - (3) 補助対象事業が、対象住宅を改修する事業の場合（次号に掲げる場合を除く。） 補助対象経費に100分の20を乗じて得た額。ただし、1,000千円を限度額とする。
 - (4) 補助対象事業が、対象住宅を改修する事業のうち上下水道への加入及び接続を伴う場合 補助対象経費に100分の30を乗じて得た額。ただし、1,000千円を限度額とする。
 - (5) 補助対象事業が、本市が出資する法人等が開発する分譲地、過疎地域にある分譲地又は土地区画整理事業による保留地（事業面積5ha以上に限る）に対象住宅を新築し、又は購入する事業であって、対象住宅に居住しようとする者が補助対象者のみの場合 補助対象経費に100分の10を乗じて得た額。ただし、1,000千円を限度額とする。
 - (6) 補助対象事業が、本市が出資する法人等が開発する分譲地、過疎地域にある分譲地又は土地区画整理事業による保留地（事業面積5ha以上に限る）に対象住宅を新築し、又は購入する事業であって、対象住宅に居住しようとする者が補助対象者及び1人以上の定住同居者である場合 補助対象経費に100分の20を乗じて得た額。ただし、2,000千円を限度額とする。
- 2 本補助金は、同一の世帯に対して1回に限り交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（交付申請）

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 鳥取市UJIターン住宅支援事業計画書（様式第1号）
- (2) 鳥取市UJIターン住宅支援事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 工事又は住宅購入に係る見積書の写し
- (5) 補助対象経費内訳書
- (6) 補助対象数量計算書
- (7) 位置図、平面図、立面図及び改修工事にあつては改修内容の分かる図面
- (8) 登記事項証明書等対象住宅の所有者が分かる書類及び対象住宅の所有者と入居者が異なる場合にあつては確認書（様式第4号）
- (9) 定住しようとする者に係る戸籍の附票の写し

（交付の条件）

第9条 市長は、本補助金の交付の決定をする場合において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

- (1) 当該補助事業により新築し、購入し、又は改修工事をした対象住宅を本補助金の交付の決定を受けた日から5年以内に取り壊し若しくは売却し、又は転居をしたとき。

(2) 補助対象者又は定住同居者全員が鳥取市外に本補助金の交付の決定を受けた日から5年以内に転出したとき。

(3) 申請日の属する年度と同一の年度内に鳥取市に転入しないとき。

(補助事業等の変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第11条 規則第12条の実績報告は、同条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 鳥取市UJIターン住宅支援事業報告書(様式第1号)

(2) 鳥取市UJIターン住宅支援事業収支決算書(様式第2号)

(3) 工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し

(4) 改修工事にあつては改修内容の分かる図面

(5) 補助対象経費内訳書

(6) 補助対象数量計算書

(7) 補助事業の成果が確認できる写真

(8) 建築確認が必要な建築行為の場合は検査済証の写し

(9) 住民票謄本等対象住宅に住所を移したことの確認できる書類

(10) 上下水道への加入及び接続を伴う改修工事にあつてはその接続を確認できる書類

2 前項の実績報告は、補助事業の完了後1月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所

氏 名 印

補 助 金 等 交 付 申 請 書

平成 年度において、下記のとおり鳥取市U J I ターン住宅支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 鳥取市U J I ターン住宅支援事業補助金
- 2 補助金(負担金)交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 鳥取市U J I ターン住宅支援事業計画書
 - (2) 鳥取市U J I ターン住宅支援事業収支予算書
 - (3) 誓約書
 - (4) 工事見積書
 - (5) 図面
 - (6) 戸籍の附票の謄本

鳥取市U J I ターン住宅支援事業計画（報告）書

- 1 住宅の所在地（分譲地） 鳥取市 ()
- 2 住宅の入居予定者（申請者） 計 名
- 3 住宅の名称、号室等
- 4 住宅の所有者
- 5 住宅の構造及び規模 構造 階建
- 6 事業の内容

購入・建設・改修の別	
見積（決算）額	円
補助対象経費（A）	円
補助金交付（申請）額 (A)× /100（上限 千円）	円 (千円未満の端数切り捨て)
事業開始（予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日	年 月 日

7 事業の目的

※3は、該当する場合に記入のこと

鳥取市U J I ターン住宅支援事業収支予算（決算）書

1 収 入

科 目	金 額 (円)	備 考
鳥取市補助金		
自己資金		
借入金		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
住宅購入費		
住宅建設(改修)工事費		
設計監理費		
そ の 他		
合 計		

平成 年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

印

誓 約 書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

誓約事項 (該当欄に「レ」を記載すること。)

・ 鳥取市U J Iターン住宅支援事業により新築し、購入し、又は改修工事をした対象住宅を5年以内に取り壊し若しくは売却し、又は転居をしません。	<input type="checkbox"/>
・ 鳥取市U J Iターン住宅支援事業補助金交付日より5年以上、鳥取市から転出しません。	<input type="checkbox"/>
・ 本補助金交付申請日の属する年度までに鳥取市に転入します。	<input type="checkbox"/>
・ 鳥取市U J Iターン住宅支援事業補助金交付日より5年以内に定住同居者の全部が転居、又は鳥取市から転出するなどし、鳥取市U J Iターン住宅支援事業補助金交付要綱第7条の補助金の算定に変更が生じたときは、鳥取市から受けた補助金の一部を直ちに返還します。	<input type="checkbox"/>
・ 以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、鳥取市から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所

氏 名 印

補 助 金 等 交 付 申 請 書

平成 年度において、下記のとおり鳥取市U J Iターン住宅支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 鳥取市U J Iターン住宅支援事業補助金
- 2 補助金(負担金)交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 鳥取市U J Iターン住宅支援事業計画書
 - (2) 鳥取市U J Iターン住宅支援事業収支予算書
 - (3) 誓約書
 - (4) 確認書
 - (5) 工事見積書
 - (6) 図面
 - (7) 所有者確認書類
 - (8) 戸籍の附票の謄本

鳥取市U J I ターン住宅支援事業計画（報告）書

1 住宅の所在地（分譲地） 鳥取市 ()

2 住宅の入居予定者（申請者）

計 名

3 住宅の名称、号室等

4 住宅の所有者

5 住宅の構造及び規模 構造 階建

6 事業の内容

購入・建設・改修の別	
見積（決算）額	円
補助対象経費（A）	円
補助金交付（申請）額 （A）× /100（上限 千円）	円 （千円未満の端数切り捨て）
事業開始（予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日	年 月 日

7 事業の目的

※3は、該当する場合に記入のこと

鳥取市U J I ターン住宅支援事業収支予算 (決算) 書

1 収 入

科 目	金 額 (円)	備 考
鳥取市補助金		
自己資金		
借入金		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
住宅購入費		
住宅建設(改修)工事費		
設計監理費		
そ の 他		
合 計		

平成 年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

印

誓 約 書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

誓約事項 (該当欄に「レ」を記載すること。)

・ 鳥取市U J I ターン住宅支援事業により新築し、購入し、又は改修工事をした対象住宅を5年以内に取り壊し若しくは売却し、又は転居をしません。	<input type="checkbox"/>
・ 鳥取市U J I ターン住宅支援事業補助金交付日より5年以上、鳥取市から転出しません。	<input type="checkbox"/>
・ 本補助金交付申請日の属する年度までに鳥取市に転入します。	<input type="checkbox"/>
・ 鳥取市U J I ターン住宅支援事業補助金交付日より5年以内に定住同居者の全部が転居、又は鳥取市から転出するなどし、鳥取市U J I ターン住宅支援事業補助金交付要綱第7条の補助金の算定に変更が生じたときは、鳥取市から受けた補助金の一部を直ちに返還します。	<input type="checkbox"/>
・ 以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、鳥取市から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

印

確 認 書

私の所有する下記の住宅について、鳥取市U J I ターン住宅支援事業により改修することに同意し、改修部分について現状回復義務を免除することを確認します。

記

1. 住宅の所在地
2. 住宅の名称、号室等
3. 住宅の入居者

※2は、該当する場合に記入のこと

第201300104207号
平成25年9月26日

各市町村移住定住促進担当課長 様

鳥取県地域振興部とっとり暮らし支援課長
(公 印 省 略)

移住者の動向の把握及び報告について (通知)

このことについて、平成23年9月27日付第201100100949号に基づき、移住定住施策を検証するため、移住者の動向を可能な限り把握し、本県に報告していただいているところですが、報告項目に支援施策の評価等を加えるなど、下記のとおり改正しました。

については、各市町村における移住者の動向分析等の御参考としていただくとともに、本県への報告について、引き続きよろしくお願ひします。

記

- 1 県への報告について
 - (1) 報告項目
別紙1のとおり
 - (2) 報告時期
四半期ごとではなく、年2回とする。
なお、報告時期は、上半期分を10月上旬、下半期分を4月上旬とする。
 - (3) 報告様式
報告時期までに改めて送付する。
- 2 住民基本台帳担当部署と連携して移住者数を把握する場合に利用していただくためのアンケート用紙のひな形(平成23年10月25日付第201100115813号)について
別紙2のとおり
- 3 適用時期について
今回の改正は、平成25年度下半期分から適用する。

担当：移住定住促進担当 谷口

電話：0857-26-7128

E-mail：taniguchi-ke@pref.tottori.jp

報告項目

区分	月	世帯主	世帯人数	家族構成	前居住地	移住先		中山間地域に該当か	移住目的	決め手	利用した支援施策	備考
						市町村	詳細					
選択	選択	選択	選択	自由記載	選択	選択	自由記載	選択	選択	選択(2つまで)	選択(3つまで)	自由記載
U	1	10	1		北海道	鳥取市		非該当	農林水産業	自然が豊か	相談窓口(市町村)	
I	2	20	2		青森県	米子市		該当	田舎暮らしを志向	災害が少ない	相談窓口(県移住定住サポートセンター)	
	3	30	3		岩手県	倉吉市			東日本大震災からの避難	働く場所がある	相談窓口(同大阪相談窓口)	
	4	40	4		宮城県	境港市			実家への帰郷	子育て環境が整っている	相談窓口(同東京相談窓口)	
	5	50	5		秋田県	岩美郡岩美町			企業への就職	行政の支援が充実している	相談会	
	6	60	6		山形県	八頭郡若桜町			求職	相談窓口の対応がよかった	いなか暮らしセミナー	
	7	70	7		福島県	八頭郡智頭町			結婚	実家がある	体験ツアー	
	8	80	8		茨城県	八頭郡八頭町			親族の介護	知り合いがいる	お試し住宅	
	9	90	9		栃木県	東伯郡三朝町			起業	その他	住宅支援制度	
	10		10		群馬県	東伯郡湯梨浜町			子育て		子育て支援制度	
	11		11		埼玉県	東伯郡琴浦町			移住定住施策への呼応		起業・就農支援	
	12		12		千葉県	東伯郡北栄町			退職		その他	
			13		東京都	西伯郡日吉津村			親族の家へ転居			
			14		神奈川県	西伯郡大山町			離婚			
			15		新潟県	西伯郡南部町			地縁			
			16		富山県	西伯郡伯耆町			離婚			
			17		石川県	日野郡日南町			卒業			
			18		福井県	日野郡日野町			その他			
			19		山梨県	日野郡江府町						
			20		長野県							
					岐阜県							
					静岡県							
					愛知県							
					三重県							
					滋賀県							
					京都府							
					大阪府							
					兵庫県							
					奈良県							
					和歌山県							
					鳥取県							
					島根県							
					岡山県							
					広島県							
					山口県							
					徳島県							
					香川県							
					愛媛県							
					高知県							
					福岡県							
					佐賀県							
					長崎県							
					熊本県							
					大分県							
					宮崎県							
					鹿児島県							
					沖縄県							
					国外							

※転勤者、学生及び県内他市町村からの移住者、出産等に伴う一時的な帰郷者は除く。
 ただし、企業進出、企業の規模拡大に伴い、転勤となった者は、移住者として扱う。
 この場合、移住目的は「就職」とする。

県外から転入された皆様へ～アンケート調査のお願い～

各市町村移住定住担当課

ようこそ鳥取県へいらっしゃいました。

鳥取県では、多くの皆様に移住定住していただけるような地域にするため、県外から転入された方を対象にアンケート調査をお願いしています。

ご協力をよろしくお願ひします。（他の目的で使用することは一切ありません。）

1. いつ転入されましたか？ _____ 年 _____ 月
2. 何人で転入されましたか？ _____ 人
3. 一緒に転入された方は？
本人のみ 配偶者 子 父 母 兄弟姉妹 その他（_____）
4. 世帯主（転入された方で代表になる方）の方の年代は？（1つだけ）
10代以下 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上
5. どちらからいらっしゃいましたか？ _____ 都道府県
6. どの地区に住まわれますか？ _____（地区）
7. 今回転入された市町村に、以前、住んでいたことがありますか？（1つだけ）
ある ない
8. 転入された主な理由は何ですか？（最も近いものに1つだけ）
大学等への進学 農林水産業 就職 転勤（前任者あり） 転勤（前任者なし）
起業 子育て 結婚 介護 田舎暮らし 退職・離職による帰郷 卒業による帰郷
出産等に伴う一時的な帰郷 その他（_____）
9. この市町村を選んだ理由は何ですか？（2つまで）
自然が豊か 災害が少ない 働く場所がある 子育て環境が整っている
行政の支援が充実している 移住相談窓口の対応がよかった 実家がある
知り合いがいる その他（_____）
10. 移住定住に関する行政の支援窓口又は支援施策を利用されましたか？
（1つだけ）
利用した（予定を含む） 利用していない

→利用された場合（予定を含む）、良いと思われるものを教えてください。（3つまで）

相談窓口（市町村 鳥取県移住定住サポートセンター 同大阪相談窓口 同東京相談窓口）
相談会 いなか暮らしセミナー 体験ツアー お試し住宅
住宅支援制度（名称又は内容：_____）
子育て支援制度（名称又は内容：_____）
起業・就農支援制度（名称又は内容：_____）
その他（_____）

ご協力ありがとうございました。

平成23～25年度移住者数(市町村別・把握方法別)

単位:人、世帯

市町村名	平成23年度								平成24年度								平成25年度								合計							
	市町村窓口 で把握 (A)		アグリスタート 事業 (B)		サポート 事業 (C)		計 (A+B+C)		市町村窓口 で把握 (A)		アグリスタート 事業 (B)		サポート 事業 (C)		計 (A+B+C)		市町村窓口 で把握 (A)		アグリスタート 事業 (B)		サポート 事業 (C)		計 (A+B+C)		市町村窓口 で把握 (A)		アグリスタート 事業 (B)		サポート 事業 (C)		計 (A+B+C)	
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
鳥取市	221	101	3	2	5	5	229	108	205	97	0	0	4	4	209	101	334	195	3	2	0	0	337	197	760	393	6	4	9	9	775	406
米子市	0	0	3	3	1	1	4	4	55	31	2	2	4	4	61	37	15	6	11	3	3	1	29	10	70	37	16	8	8	6	94	51
倉吉市	8	4	1	1	0	0	9	5	23	11	5	2	0	0	28	13	100	63	0	0	0	0	100	63	131	78	6	3	0	0	137	81
境港市	15	6	0	0	9	9	24	15	18	8	4	2	0	0	22	10	19	9	0	0	2	2	21	11	52	23	4	2	11	11	67	36
岩美町	3	2	0	0	1	1	4	3	4	2	0	0	0	0	4	2	70	53	0	0	0	0	70	53	77	57	0	0	1	1	78	58
若桜町	2	2	0	0	0	0	2	2	8	5	0	0	0	0	8	5	17	10	0	0	0	0	17	10	27	17	0	0	0	0	27	17
智頭町	9	4	0	0	0	0	9	4	63	45	0	0	0	0	63	45	47	28	0	0	0	0	47	28	119	77	0	0	0	0	119	77
八頭町	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	1	1	0	0	5	5	27	20	0	0	0	0	27	20	31	24	1	1	0	0	32	25
三朝町	6	3	0	0	0	0	6	3	5	2	0	0	0	0	5	2	58	52	0	0	0	0	58	52	69	57	0	0	0	0	69	57
湯梨浜町	2	2	1	1	0	0	3	3	1	1	2	1	0	0	3	2	11	7	0	0	0	0	11	7	14	10	3	2	0	0	17	12
琴浦町	16	11	0	0	0	0	16	11	13	9	2	1	1	1	16	11	30	12	1	1	0	0	31	13	59	32	3	2	1	1	63	35
北栄町	79	57	0	0	2	2	81	59	61	45	5	2	0	0	66	47	18	14	0	0	0	0	18	14	158	116	5	2	2	2	165	120
日吉津村	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	5	3	1	1	0	0	0	0	1	1	6	4	0	0	0	0	6	4
大山町	1	1	1	1	0	0	2	2	66	44	1	1	0	0	67	45	38	27	0	0	0	0	38	27	105	72	2	2	0	0	107	74
南部町	21	10	0	0	0	0	21	10	3	2	0	0	1	1	4	3	29	21	0	0	0	0	29	21	53	33	0	0	1	1	54	34
伯耆町	45	32	0	0	1	1	46	33	67	46	0	0	0	0	67	46	66	43	0	0	0	0	66	43	178	121	0	0	1	1	179	122
日南町	22	14	0	0	6	6	28	20	41	32	0	0	0	0	41	32	33	30	0	0	0	0	33	30	96	76	0	0	6	6	102	82
日野町	6	5	1	1	0	0	7	6	17	11	0	0	0	0	17	11	24	19	0	0	0	0	24	19	47	35	1	1	0	0	48	36
江府町	13	11	0	0	0	0	13	11	15	14	0	0	0	0	15	14	5	4	0	0	0	0	5	4	33	29	0	0	0	0	33	29
合計	469	265	10	9	25	25	504	299	674	412	22	12	10	10	706	434	942	614	15	6	5	3	962	623	2,085	1,291	47	27	40	38	2,172	1,356

注) 「市町村窓口で把握」・・・2Pの報告様式による市町村窓口から報告を集計した数

「アグリスタート事業」・・・「鳥取へ!JU!アグリスタート研修事業」による県外からの農業研修生の数

「サポート事業」・・・「鳥取暮らし農林水産就業サポート事業」を活用して県内の事業者等に雇用された農林水産業に従事する県外からの研修生の数

※集計時に市町村及び県で、重複チェックしているため、各項目の数値の重複はない。

定住状況等に関する主な市町村からの聞き取り

とっとり暮らし支援課

	A市町村	B市町村	C市町村
定住率	<ul style="list-style-type: none"> ・正確には把握していない。 ・95%以上と推計。 <p>※平成25年2月に、平成19年度以降に移住した約500世帯に郵便物を郵送したところ、返送されたのは10数件。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約95% <p>※平成21年以降、移住定住支援施策を利用した移住者76名のうち、転出されたケースは4名。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正確には把握していない。 ・感覚的には70%程度（農林水産業関連の研修生は80%程度）
定住されなかったケース	<ul style="list-style-type: none"> ・直近7年で、2例（東日本大震災の避難者を除く。）を把握。 <p>①起業（ミネラルウォーターの販売）しようとしたが、パートナーが示した予定どおりに準備が進まず、生活に不安を覚え、断念。</p> <p>②飲食業を始めたが、採算がとれず、断念。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の事情（介護）により、実家にUターン など <p>※地元での生活に満足されており、地域でのトラブルによるものはない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先ごろ、大阪から移住してこられた方が病気（糖尿病）で関西に帰られた。 ・あとは具体的な話は聞いていないが、やはり仕事（収入）がポイント <p>※耳にはしていないが、谷の奥地に入っていけばいくほど、そういったことは十分発生していると思っっている。</p>
フォローアップの取組	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住者交流会の開催（年1回、3回開催、約64名参加） ・移住定住市民サポーターを活用したフォローアップ（7名が登録） <p><今後、検討中の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを行い、困り事を把握し、個別にフォローアップを行う予定。 	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落で実施する歓迎会の開催費を補助 ・職員が会う都度、声をかけ、困り事があれば、速やかにフォローアップ。 <p>※家主とのトラブル事例はあるが、地元での生活に不満という話はない。</p> <p><今後、検討中の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし（現行の取組で十分との考え） 	<p><最近の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・c地区で交流会を開いた。 <p>※Uターンを含めると数が多くなるので、ひとまずIターン者のみ。18名+その家族が参加。</p> <p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流会は必要。 ・移住者がお隣との付き合いを大切にすることが重要。

移住者の定住状況について（とっとり暮らしアドバイザーからの聞き取り）

とっとり暮らし支援課

移住者（とっとり暮らしアドバイザー及び周囲の移住者）の定住状況について、アドバイザーからの聞き取りによれば、ほとんどの方が定住されており、とっとり暮らしに満足している方が多い。

<主な発言>

○Aさん（鳥取市用瀬町・大阪からUターン）

- ・自分も含めて周囲の移住者は、とっとり暮らしに大満足している。
- ・満足してもらえるよう、サポートもしている。

○Bさん（大山町・東京からIターン）

- ・3年前に移住し、とっとり暮らしに大満足している。
- ・育児のストレス（泣くと近所に迷惑がかかるなど）がなくなった。
- ・旬のものを旬の時期に食べられる。
- ・周囲の移住者も同様。

○Cさん（大山町・埼玉県からIターン）

- ・とっとり暮らしに満足。

○Dさん（倉吉市・東京からUターン）

- ・周囲には、決して満足している方ばかりではない。
- ・不満な点は、仕事。収入が満足されていない方もいる。

○Eさん（八頭町・東京からIターン）

- ・給料は安いですが、みな満足している。

○Fさん（智頭町・東京からIターン）

- ・大満足。森のようちえんに通園しているご家族も満足されている。
- ・卒園した移住者はまだいない。定住してもらうための新たな取組を始めた。

※移住大相談会（平成26年7月20日）終了後の意見交換で聞き取り